

●自由論稿●

メキシコにおける子どもの性的搾取

——「子どもの権利条約」批准後の法、政策、実践

●勝間 靖

はじめに

子どもの性的搾取は、児童労働の中でもっとも悲惨な形態である (Bequale & Myers, 1995; Kent, 1995)。この問題が世界的な注目を集める契機となったのは、フィリピンで外国人医師によって11歳の時に性的虐待を受けたロサーリオ・バルヨットちゃんの死 (1987年) である (アクセルソン, 1997)。1990年にはタイのチェンマイで「第三世界観光に関するエキュメニカル連合」会議が開催され、翌年には超国境的な市民運動団体である ECPAT (End Child Prostitution in Asian Tourism) が設立された。この運動の盛り上がりの中で、国際社会は、子どもの性的搾取の問題について繰り返し警鐘を鳴らしてきた (UNICEF 1997a; Hodgkin & Newell, 1998)。

ECPATの主導による1996年の「商業的な子どもの性的搾取に反対する世界会議 (ストックホルム会議)」開催により、この問題に反対する運動は一つの頂点に達したと言えよう。今後、ストックホルム会議をフォローアップし、いかに子どもの性的搾取を根絶するかが重要なテーマである (ILO, 1997)。現在、国際労働機関では「最悪な形態の児童労働の禁止と即時撤廃に関する協定」の審議が進められているが、これと平行する形で

各国において具体的な行動計画を作成して実行に移すことが求められている。

日本においては、ストックホルム会議のフォローアップ会議が1997年5月に開催され、法改正への努力と啓蒙活動が一層活性化した (日本ユニセフ協会・駐日スウェーデン大使館, 1997; 日本ユニセフ協会, 1999)。その結果、99年5月には「児童買春・児童ポルノ処罰法」が成立している (室田, 1999; 『読売新聞夕刊』1999)。今後、この実効的な運用へ向けて、行動計画を策定することが課題だと言えよう。

本稿では、このような国際的潮流と日本での動向を踏まえた上で、メキシコを事例として取り上げる。メキシコにおける子どもの性的搾取の現状を報告した上で、「子どもの権利条約」批准後の展開を考察する。とくに、国際社会における人権法の発展と、その遵守のための国内外における運動の拡大が、いかにメキシコに影響を与えたかを分析する。この事例は、国際規範がメキシコの法政策、実践の転換を促している点で、他の国にとっても示唆に富むと思われる。最後に、メキシコにおける行動計画策定の動きを追うことによって、これまでの成果と今後の課題を論じる。なお、本稿における「子ども」とは、子どもの権利条約の定義に従い、18歳未満を指すことにする。

1. 子どもの性的搾取の世界的傾向

グローバリゼーションの潮流の中で、性産業の特徴も変わりつつある。第1に、サービスについては、買春する側だけでなく、性的サービスを提供する側も国境を越えて活動するようになった。つまり、先進国からの途上国への買春ツアーの問題がますます深刻になる一方で、とくに途上国の貧しい女性や子どもが自発的または強制的に先進国へ連れて行かれるという事態が増えている。第2に、モノについては、ポルノ商品がこれまで考えられなかった規模で流通されている。まず、途上国で生産されたビデオが先進国へ配送されるという問題が拡大している。さらに、インターネットの普及によって、物理的な距離にかかわらず、ポルノ画像がやり取りされる事態が生じている。ある推定によれば、こういった国際的な性産業は、少なくとも年間に200億ドルを売り上げている (*The Economist*, 1998)。

本稿で問題とするのは、性産業の国際化が子どもの性の商品化に拍車を掛けるという点である。まず、子どもを性の対象とする顧客が先進国を中心として増えるという「需要」側の変化がある。そして、搾取されやすい脆弱な立場にある子どもがとくに途上国で増加する傾向にあるという「供給」側の事情がある (Muntarbhorn, 1996)。グローバリゼーションの潮流の中で、性産業は、この新しい「需要」と「供給」との間の国境を越えた斡旋活動を通して、子どもの性の商品化を急速に進めてきた。このような国際化の結果、既存の法によって子どもの性的搾取を取り締まることが困難となっている (IBCR, 1997)。

子どもを性の対象とする「需要」が維持・拡大される傾向の背景には、次の3点の理由がある。第1に、子どもとの性行為からは病気に感染する確率が低い、という誤った認識の広がりである。

第2に、ジャマイカの村落地域に見られるように、子どもとの性行為によって若返りや病気の治癒が可能となるといった伝統的神話が今なお蔓延している (UNICEF, 1997b)。第3は、子どもを性行為の対象とする児童性的虐待者の増加であるが、これは先進国において著しく見られる傾向である。1と2については、これらの誤った考え方を正す教育活動によって、行動を改めるよう促すことが有効であろう。しかし、3については、子どものみを標的とする「確信犯」であり、対応が難しい。現時点では、法による取締りと、その後のカウンセリングによる社会復帰が望ましいとされている。

子どもの性的搾取の具体的な内容は何か。一般に、買春、ポルノ、人身売買などが含まれる。しかし、その実態や規模の詳細は明らかでない。ある推定によれば、世界では200万人以上の子どもが性的搾取を受けているという。もっとも事態が悪化している国として、インドの40～50万人、米国の30万人、タイの10万人、フィリピンの6万人が指摘されている (UNICEF, 1995)。米国の実態からも明らかのように、途上国だけの問題ではない (Blanchard, 1996; Harris, 28 August 1996)。

子どもを対象とした買春の大半は国内問題である。しかし、買春ツアーに象徴されるように、国際的な子どもの性的搾取も増えていると言えよう (*OneWorld News Service*, 1995; Harris, 20&30 August 1996)。フィリピンやスリランカにおける外国人児童性的虐待者による犯罪はすでに数多く報告されている (Juvida, 1997; Samarasinghe, 1997)。また最近では、中南米での問題の増加が指摘されている (Casa Alianza, 4 May 1998)。これは、ECPATなどのNGOの努力によってアジアにおける改善が進んだ結果、アジアから中南米への問題の移転が起こっていることを示す (Roche, 1999)。とくに1998年のハリケーンの後増加したストリート・チルドレンを狙った買春

ツアーが増えているという報告もある (CNN, 1999)。米国人の相次ぐ逮捕は、この地域における問題の顕在化を示している。

子どものポルノについても、技術の進歩による急速な広がりが問題となっている。ビデオ機器の普及により、児童性的虐待者が自らポルノ・ビデオを撮影する事例が増えている (Sancton, 1996)。また、インターネットの登場は新たな問題を引き起こしている。1998年9月に米国が他の13か国と協調して行った摘発によると、200人以上のメンバーが子どものポルノをインターネットでやり取りしていた (Shannon, 1998)。

子どもの人身売買も増加傾向にある。最近では、グアテマラ (Casa Alianza, 5 August 1998) やヴェネズエラ (Gutierrez, 1998) で問題が悪化している。子どもの人身売買には、性的搾取を目的とするもの以外に、不法な養子縁組や臓器売買のための児童の商品化も含まれる。

2. メキシコにおける子どもの性的搾取の現状

メキシコでは、取り巻く環境の悪化により、子どもの搾取が拡大しているとみられる (勝間, 1999)。まず、あらゆる搾取の対象となりやすいストリート・チルドレンが増加している (Azaloa, 1998)。とくに、大都市や国境都市への移住の過程において家族と離散した子どもが、路上などで生計を立てるうちに、買春や人身売買に巻き込まれる場合が多い (Aguilar, 1998; EDIAC, 1996)。その場所は、商業都市、観光都市、港湾都市、国境都市に大きく分類することができる。とくに、ティファナなど、米国との国境に隣接した都市では、国境間にまたがる性的搾取の実態が報告されている (Almazán, 1998)。

子どものポルノについて、1996年5月に米国郵便サービスは、メキシコ市がビデオ制作基地にな

っていると非難した (Cevallos, 1998)。ある国際配送会社は、新生児から18歳までの児童ポルノをアカプルコで撮影し、米国内の5000もの顧客リストへ配送していた (Manuel, 1996; Tafolla, 1996)。このような事例は、94年の北米自由貿易協定発効以降の輸出入手続き簡素化に伴い、急増している (Sancton, 1996)。さらに、インターネットの普及によって新たな問題が拡大しているが、その現状は十分に把握されていない。

子どもの人身売買については十分な情報がないが、最近では、犯罪組織によって買春に巻き込まれていたメキシコ人の子どもたちが米国カリフォルニア州で救出されている (*El Heraldo de México*, 26 February 1998)。これは、氷山の一角に過ぎないであろう。

メキシコ政府は、1990年に子どもの権利条約を批准して以来、子どもの人権保障について国際的な義務を自らに課してきた。しかし、子どもの性的搾取に関しては、国際公約にもかかわらず、メキシコの政策と実践はあまり実績をあげていない。以下では、まず、メキシコの法的枠組みおよび法の執行と、政府およびNGOのプログラムを概観する。そして、97年の国連人権コミッション特別報告者のメキシコ訪問を契機とした新しい展開について考察する。最後に、メキシコ行動計画策定の見通しと今後の課題を論じたい。

3. メキシコの法的枠組みと法の執行

メキシコ合衆国の法的枠組みは複雑である。本稿では、国レベルに加えて、連邦特別区 (いわゆるメキシコ市) に限って議論する。国レベルには刑法がないため、子どもの性的搾取の問題は、基本的に州または連邦特別区の管轄として認識されている (Mexico, 1997b; 1998d)。しかし、「組織犯罪に対する連邦法」が1996年に成立しており、組織犯罪による子どもの売買は国レベルで重罪

(2年から9年)となった(2条5項)。この他、連邦労働法は、酒類が販売されたり風紀を乱す場所における16歳以下の子どもの雇用を禁止しているが、その違反については行政処分のみである(174条)。

「組織犯罪に対する連邦法」の執行に関しては、1998年8月に連邦検察庁で筆者が行ったインタビューによると、実際の適用に当たっては、米国からの圧力もあり、組織犯罪による麻薬取引に重点を置いている。したがって、子どもの売買が取り上げられにくい傾向にあるが、実際には過去に2件あった。その両方とも国際犯罪であったが、他国との協力が行われず、証拠収集が困難だったため、立件されなかった。子どもの性的搾取については、連邦検察庁には1件も苦情が寄せられていない。国レベルの問題として、子どもの性的搾取が連邦法に明記されていないため、積極的な捜査が行われない点が挙げられる。

いずれにせよ、現在、この分野の法制度は、国レベルでは十分でなく、各州および連邦特別区の刑法が中心となっている。たとえば、連邦特別区刑法では、16歳未満を「墮落」させることと、18歳未満のバーでの雇用が禁止されている(201, 202条)。さらに、子どもの買春からの保護が定められ(206, 208条)、子どもの売買が禁止されている(366条)。現在、子どもの権利条約と調和させるため、連邦特別区だけでなく各州において、子どもの年齢を18歳未満へ引き上げる作業が進められている。レイプに関しては、子どもが12歳以下の場合、暴力があったことの証明なしで被害者として認められる。この年齢は低すぎるという議論もある。子どもを使ったポルノについては、公共の場で陳列するのは違法だが、個人所有は認められている点が問題である。

連邦特別区における法の執行をみると、連邦特別区検事は、特別移動ユニットを設置して危険に面した子どもの救済に当たっているが、救済した

後には子どもと家族の問題に特化した4分室で対応を行っている。この4分室では、子どもと家族の人権侵害について、一般市民が苦情を訴えることもできる。実際に、この分室の一つである第57事務所を訪問したところ、医者、カウンセラー、ソーシャルワーカーのチームによる受け入れ体制が整っており、実際に機能しているという印象を受けた(Katsuma, 1998)。1998年には、8月時点で、性的搾取を受けた子どもの保護が11件あった。しかし、報復を恐れてか、刑事手続き開始の要件とされる子ども本人の公式な訴えが出されないことが多く、大人の犯罪者を起訴する事例は非常に少ない。また、起訴しても、大人向け裁判の証言台において子どもが萎縮する場合も多い。上記11件のうち、実際に有罪判決が下されたのは4件に過ぎない。解決策としては、子どもを救済したNGOなどが代理として訴えを出せる仕組みをつくるのが考えられる。刑事手続きについても、子どもを何重にも苦しめないように配慮する必要がある。また、子どもの証言については、すでにドイツで導入されているように、ビデオテープによる証言を証拠として認めるような特別措置が有効であろう。

4. メキシコ政府およびNGOのプログラム

政府のプログラムとして重要なのは「家族の統合的発展システム(Desarrollo Integral de la Familia (DIF))」である。しかし、現在、子どもの性的搾取に焦点を絞って活動していない。今後、国連児童基金の支援によって、この問題に積極的に取り組む姿勢を見せている。

メキシコ外務省は、国外における行為も対象とするような買春処罰法には反対の立場をとっており、犯罪人引渡条約によって児童性的虐待者を管轄権のある国へ引き渡す方針である。内務省は、

国境地域における子どもの売買を防ぐために特別のパトロール隊を設けている。北の国境地域にはベータ・グループ、南の国境地域にはガンマ・グループを配置して対応している。これまでのところ、子どもを対象とした買春ツアーについては十分な対策が立てられていない。考えられる対策の一つとして、すでに犯罪記録を持つ者の再犯を未然に防ぐことを目的とした「緑の警告 (Green Notice)」の発行がある。国際刑事警察機構 (インターポール) は、児童性的虐待者が国外へ出国すると、加盟国へ警告を出している。警告を受けた国は、児童性的虐待者の入国を拒否したり、行動を監視することによって、子どもの性的搾取を未然に防ぐことができる。

メキシコ全国人権コミッションは、子どもの権利条約を国内法と調和させるため、国レベルと連邦特別区および31州を対象とした法改正案を提出したが (Mexico, 1997a)、そのまま手つかずの状態である。もともと、メキシコ全国人権コミッションは、勧告権しか持たず、機能が制約されている。また、法改正の停滞は、最近の政治変動とも関係している。これまでの制度的革命党による事実上の一党政治が崩れ、民主革命党や国民行動党などが政策決定に加わるようになったが、政治的対立のために合意形成が難しい。とくに、預金保護金融基金 (通称 FOBAPROA) による銀行が抱える不良資産の買い取りをめぐる政治的対立が激しく、子どもの権利条約に関わる法改正の審議が進む気配はない。さらに、2000年の大統領選挙を控えて、政党間の歩み寄りが見られなくなっている。

メキシコ全国レベルの人権コミッションが法改正に力点を置くのとは対照的に、連邦特別区の人権コミッションは、熱心な委員長指揮の下に、人権侵害の実態を精力的に調査している。本人からの訴えを待たず、新聞記事などの情報から独自に調査を開始しており、成果をあげている。たと

えば、警察官によって拘留された上に暴行を受けた少女に関する1998年の事件については、新聞記事を発端とした独自の調査に基づき起訴を行い、暴行した警察官が逮捕されるに至った。また、NGOからの情報提供へも積極的に対応しており、模範モデルとして他州の人権コミッションへの技術移転が望まれる。

NGOのプログラムについては、非常に限られた規模で予防と救済に焦点を当てている。予防としては、子どもの買春が多い地区に隣接するラ・メルセード市場で労働する子どもへの教育プログラムがある。救済としては、シェルターで生活させながら、社会復帰のための職業教育を行うNGOがある。しかし、警察の腐敗などを原因として政府への不信感が強く、政府と市民社会との連携は必ずしもうまくいってはいない。

政府とNGOのプログラムのほとんどは対症療法的であり、問題の根本的な解決は難しい。とくに、「供給」の側である脆弱な子どもを対象としたプログラムだけでは、「需要」側にいる子どもを搾取する顧客と、その斡旋を行う犯罪組織が手つかずのままである。この点で、政府の政策の欠如と法執行の不十分さが問題である。

5. ストックホルム会議の意義

子どもの権利条約の第34条は、子どもの性的搾取をなくすために方策をとるよう義務づけている。さらに、1989年の世界子どもサミットと93年の世界人権会議では、とくに困難な状況に置かれた子どもの保護が再確認された。また、国連人権コミッションは、90年に「子どもの売買、買春、ポルノに関する特別報告者」を設置したのち、92年には行動プログラムを採択している (United Nations, 1992)。このような国際的潮流の中で、政府および市民社会を動員する上で大きな役割を果たしたのが、96年のストックホルム会議である。

この問題を根絶させるためのより具体的な行動計画が作成された (World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, 1996)。

米国では、1994年に「子ども虐待防止法」が制定され、国外で子どもを性的に搾取した米国人についても、米国内で10年以下の刑と25万ドル以下の罰金を科すようになった。この法律の最初の適用は97年に行われ、家族からの通報に基づき、ホンジュラスで少年を性的搾取した疑いのフロリダ州の大学教授が逮捕された (Roche, 1999)。今後、連邦捜査局と米国税関の協力により、米国人による犯罪を未然に防ぐことが期待される。

民間企業の側からも子どもの人権侵害を非難する動きが起こった。1995年に世界観光組織は「組織的な買春ツアー防止についての声明」を採択、また旅行代理店協会世界連盟は「子どもと旅行代理店の憲章」を作成し、買春ツアーによる子どもの性的搾取を非難した (Stabler, 1996; UNICEF, 1997b)。

このような動きから見て、国際レベルではすでにNGO、各国政府、旅行業界の意思が確認できていると言える (United Nations, 1997; Calcetas-Santos, 1998a)。とくに、ストックホルム会議で採択された行動計画は、各国に具体的な国別行動計画の策定と、その進展のための指標づくりを2000年までに求めた。こういった国際社会の要請に対応して、メキシコも、子どもの性的搾取の問題に積極的に取り組むことを宣言した (Carrera, 1996)。

6. 国連人権コミッション特別報告者の影響力

ストックホルム会議以降、メキシコではあまり進展がみられなかった。この取り組みの遅れを指摘したのが、1997年11月の国連人権コミッション「子どもの売買、買春、ポルノに関する特別報告

者」のメキシコ訪問であった。子どもの権利条約批准後にメキシコ政府が提出した報告書は、子どもの性的搾取問題の存在を積極的に認めない内容であった。そこで、国連特別報告者は、メキシコにおける実態を聞き取り調査し、問題の所在を政府と市民社会へ訴えた。これを受けて、外務省、「家族の統合的発展システム」、メキシコ全国人権コミッションなどから構成されるメキシコ子どもの権利委員会は、98年の2回目の子どもの権利条約に関わる報告書において、子どもへの暴力のもっとも悲惨な形態として性的搾取の存在を積極的に確認するようになった (Mexico, 1998a)。国連特別報告者による報告書は98年2月に公表されたが、そこではメキシコ政府や市民社会だけでなく、国連児童基金についても、その努力の不十分さが指摘された (Calcetas-Santos, 1998b)。これによってメキシコ国連代表部と外務省が危機感を持った結果、ストックホルム会議の行動計画に基づいたメキシコ行動計画策定の動きは加速した。

ジュネーブにおけるメキシコ国連代表部の国連特別報告者による報告書への反応は、報告書の受け取りの遅れのため十分に検討できなかったことを言い訳に、受け身的な答弁であった (Mexico, 1998c)。しかし、そのうち、外務省は、問題の深刻さを積極的に認め、解決へ向けて努力する態度へ転換していった (Pérez, 1998a)。この転換に対応して、メキシコ全国人権コミッションは勧告を含めた報告書を作成している (Pérez, 1998b)。

国連人権コミッション特別報告者の影響力が大きかった理由として、4点を挙げる事ができる。まず第1に、国連特別報告者のメキシコ訪問そのものが、マスコミに大きく取り上げられ、NGOや大学を含めたメキシコ市民社会を大きく動員した。第2に、報告書の内容がメキシコ政府の努力不足を指摘するものであったため、国連外交を重視するメキシコは、問題の大きさを否定するのではなく、積極的に対応する方針を取った。第3に、

消極的な理由ではあるが、メキシコにおいて解決のめどが立っていない先住民の権利と比較すると、子どもの権利保障は相対的に取り組みを約束しやすい分野である。第4に、国際機関や国際NGOは、この報告書を契機として、メキシコに対してストックホルム行動計画のフォローアップをさらに強く求めるようになった。とくに、国連児童基金は、メキシコ政府機関に積極的に取り組むように促した。

7. メキシコ行動計画策定の見通しと今後の課題

国連児童基金の働きかけによって、1998年5月、政府およびNGOによる最初の会議が、政府機関である「家族の統合的発展システム」の主導によって開かれた。この会議では、国連人権委員会特別報告者が作成したメキシコ報告書の内容が検討された。とくに、NGOからは、報告書を補足する形で実態の説明があった。ジュネーブでの対応に苦慮している外務省担当者がNGOにさらなる情報の提供を依頼するという場面もあり、この分野では政府とNGOとの歩み寄りがみられている。この会議の結果、政府機関およびNGOの共同作業によってメキシコ行動計画を作成する方針が確認された。

同年8月には、より広範に政府と市民社会の代表を集め、2日間の会議が開催された。国連児童基金の招待によりメキシコを訪問した前国連人権委員会特別報告者であるタイ国チュラロンコン大学のヴィティット・ムンタポーン教授の基調講演に始まり、活発な議論が繰り広げられた。とくに、現場に近い政府機関のフィールド職員やNGO職員から具体的な提案が行われた。会議の終わりには「家族の統合的発展システム」が準備したメキシコ行動計画案が提出された。このメキシコ行動計画案は、ストックホルム会議の行動計

画に沿って、(1) 防止、(2) 保護、(3) 回復および社会復帰、(4) 州・国・国際レベルでの調整および協力体制、(5) 子どもの参加の5本の柱から構成されている。

国別行動計画の作成そのものに関して言えば、メキシコのみが遅れている訳ではない。先進国ではフランスやドイツ (France, 1996; Germany, 1997)、途上国ではタイとインド (Thailand, 1996; India, 1998) がすでに計画作成を終えているものの、全体的に見てまだ少数である。また、行動計画が作成されても、それが実施される保証はない。メキシコの場合も、行動計画案が作成されたところで止まっており、計画の実施のためには、今後のフォローアップが重要である。この点で、「家族の統合的発展システム」の連邦特別区事務所がこの問題に対応するための政策づくりを始めたことは評価できる (Mexico, 1998b)。

しかし、政府機関である「家族の統合的発展システム」が常に前面に出る傾向があるので、今後は、NGOや大学を含めた市民社会とのさらに広範な連携が不可欠であろう。とくに、旅行業界やインターネット業界を含めた民間企業の協力が重要である (Staebler, 1996)。

メキシコの場合、州をまたがる子どもの性的搾取問題の解決が困難である。基本的に州または連邦特別区の管轄とされているため、管轄権のない別の州へ逃亡する場合もある。この点で、1996年に成立した「組織犯罪に対する連邦法」によって連邦レベルで対応することが望ましいと思われるが、これまでのところ、そのような動きはみられない。

また、陸続きの米国との国際協力がなければ、国境間にまたがる問題の解決は難しい。すでに、米国とメキシコ北部国境州の検察庁との協力が進められているが (Procuradores Fronterizos, 1996)、北米自由貿易協定によるモノとヒトの行き来の急増を考えると、司法協力を含めたさらな

る協力体制の強化が望まれる。北米地域における超国境的な子どもの性的搾取は増えていると推測されるが、その規模や実態は明らかでない。この点で、1999年から始まる、米国ペンシルヴェニア大学社会事業スクール青年政策研究所、メキシコのモンテレー工科大学グアダハラハ校戦略研究所、カナダのモントリオール大学国際比較刑事学研究所の共同研究は、三か国にまたがる問題の実態把握の試みとして期待される。

引用文献

- アクセルソン、マイグル【ロサリオの死】(津金レイニウス・豊子訳) エクパット・スウェーデン、1997年。
 勝間晴「グローバリゼーションの社会的弱者への影響—メキシコの現状と政府の果たすべき役割—」【ラテンアメリカ・レポート】16巻1号、1999年。
 日本ユニセフ協会・駐日スウェーデン大使館「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議フォローアップ会議報告書」、1997年。
 日本ユニセフ協会「犯罪です、子ども買春：その後の進展」【ユニセフ・ニュース】181号、1999年、6-7頁。
 室田康子「みんなのQ&A：児童買春・ポルノ禁止法」朝日新聞朝刊、1999年5月9日付、4頁。
 「買春処罰法が成立：今秋にも施行」読売新聞夕刊、1999年5月18日付、1頁。
 Aguilar M., G. (1998). "Distrito Federal: La pasión por los cuerpos tiernos," *Milenio*, 28.
 Almazán R., A. (1998). "Tijuana: Los niños de la Plaza Santa Cecilia," *Milenio*, 28.
 Azaloo, E. (1998). "Prostitución infantil." In COMEXANI (Ed.). *Los hechos se burlan de los derechos: IV informe sobre los derechos y la situación de la infancia en México 1994-1997*, Mexico City: COMEXANI.
 Bequale, A. & Myers, W. E. (1995). *First things first in child labour: Eliminating work detrimental to children*. Geneva: ILO.
 Blanchard, J. (1996). "Sexual exploitation." Paper presented at International Seminar against the Sexual Exploitation of Children in Latin America, 16-20 April 1996, Brasilia, Brazil: mimeo.
 Cable News Network (CNN) (7 February 1999). "Innocence for Sale," News Stand: Time & CNN (Producer: Julia Powell).
 Calcetas-Santos, O. (1998a). *Report of the Special Rapporteur on the sale of children, child prostitution and child pornography*, New York: UN Commission on Human Rights (E/CN.4/1998/101).
 Calcetas-Santos, O. (1998b). *Report of the Special Rapporteur on the sale of children, child prostitution and child pornography: Addendum (Mexico)*. New York: UN Commission on Human Rights (E/CN.4/1998/101/Add.2).
 Carrera L., L. (1996). "Proyecto de intervención de la Doctora Laura Carrera Lugo jefa de la Delegación de

- México al Congreso Mundial contra la Explotación Sexual Comercial de Niños," Speech at the World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, 27-31 August 1996, Stockholm: mimeo.
 Casa Alianza (4 May 1998). "Arrest of another American sex tourist in Costa Rica." *Last Minute News* [http://www.casa-alianza.org].
 Casa Alianza (5 August 1998). "U.S. State Department: Child trafficking is a serious problem in Guatemala." *Last Minute News* [http://www.casa-alianza.org].
 Cevallos, D. (10 February 1998). "Rights-Mexico: Sterile at age 12. AIDS at 14." *Inter Press Service* [http://www.oneworld.org/ips2].
The Economist (14 February 1998). "The sex industry: Giving the customer what he wants," pp.21-23.
El Heraldo de México (26 February 1998). "Desbaratan una red de prostitución de niñas mexicanas en Estados Unidos."
 Espacios de Desarrollo Integral, A.C. (EDIAC) (1996). *On the other side of the street: Juvenile prostitution in La Merced neighborhood in Mexico City*. Mexico City: Comisión de Derechos Humanos del Distrito Federal (CDHDF) and UNICEF.
 France (1996). "Programme d'action gouvernemental," Paris: mimeo.
 Germany (1997). "Working programme of the Federal Government against child abuse, child pornography and sex tourism," Bonn: mimeo.
 Gutierrez, E. (11 January 1998). "Rights: Child traffic in Venezuela, Tip of the iceberg," *Inter Press Service* [http://www.oneworld.org/ips2].
 Harris, B. (20 August 1996). "All they have left to sell is themselves: Sexual exploitation of children increasing worldwide." *OneWorld News Service* [http://www.oneworld.org].
 Harris, B. (28 August 1996). "Sexual abuse is not just a plague of the so-called Third World." *OneWorld News Service* [http://www.oneworld.org].
 Harris, B. (30 August 1996). "Horrendous trade in children's flesh: Delegates look for concrete mechanisms to halt child sex trade." *OneWorld News Service* [http://www.oneworld.org].
 Hodgkin, R. & Newell, P. (1998). *Implementation handbook for the Convention on the Rights of the Child*. New York: UNICEF.
 India (1998). "Report of the Committee on prostitution, child prostitutes and children of prostitutes and Plan of action to combat trafficking and commercial sexual exploitation of women and children," New Delhi: Ministry of Human Resource Development, Department of Women and Child Development.
 International Bureau of Children's Rights (IBCR) (1997). "International dimension of child sexual exploitation: Theme for 1997/1998." Montreal: mimeo.
 ILO (1997). "Commercial sexual exploitation of children: Beyond the Stockholm Congress." Geneva: mimeo.
 Juvida, S. F. (12 October 1997). "Philippines-Children: Scourage of child prostitution," *Inter Press Service* [http://www.oneworld.org/ips2].

- Katsuma, Y. (1998). "Legislation, laws enforcement and programmes to combat the sexual exploitation of children in Mexico." Mexico City: *mimeo*.
- Kent, G. (1995). *Children in the international political economy*. New York: St. Martin's Press.
- Manuel V., J (2 July 1996). "Presos, 6 presuntos capos de la pornografía infantil," *La Jornada*, pp.1; 36.
- Mexico, Comisión Nacional de Derechos Humanos (CNDH) (1997a). *Análisis comparativo de legislación local e internacional relativa a la mujer y a la niñez*. Mexico City: CNDH.
- Mexico, Procuraduría General de la Republica (1997b). "Consideraciones generales del Código Penal para el Distrito Federal en materia de fuero común y para toda la Republica en materia de fuero federal relativas a la privación ilegal de la libertad y de otras garantías de los menores de edad," Mexico City: *mimeo*.
- Mexico, Comité sobre los Derechos del Niño (1998a). *Segundo informe periódico del Gobierno de México respecto a la Convención sobre los Derechos del Niño*. Mexico City: Comité sobre los Derechos del Niño.
- Mexico, Desarrollo Integral de la Familia del Distrito Federal (1998b). "Políticas del Gobierno de la Ciudad de México para la atención y prevención de la prostitución como fenómeno social," Mexico City: *mimeo*.
- Mexico, Misión Permanente ante Organismos Internacionales (1998c). "Intervención de la delegación de México en el 54 período de sesiones de la Comisión de Derechos Humanos: Tema 20 de la agenda, Derechos de niños (16 de abril de 1998)." Geneva: *mimeo*.
- Mexico, Sistema Nacional para el Desarrollo Integral para la Familia (DIF) (1998d). *Compilación de legislación sobre menores, Tomo I, II & III*. Mexico City: DIF.
- Muntarbhorn, V. (1996). *Sexual exploitation of children*. Geneva: UN Centre for Human Rights.
- OneWorld News Service (1995). "Legislation against child sex tourism." [http://www.oneworld.org/news/world/tourists.html].
- Pérez D. y N., A. E. (1998a). "La utilización de menores en la prostitución, una forma de abuso y maltrato infantil: Consideraciones sobre los compromisos adquiridos por México en el ámbito internacional," Geneva: *mimeo*.
- Pérez D. y N., A. E. (1998b). *Los derechos humanos de la niñez en la comunidad internacional, avances y perspectivas*. Mexico City: CNDH.
- Procuradores Fronterizos (1996). "Declaración conjunta de la decimo quinta conferencia de Procuradores Generales de Justicia de los estados fronterizos de los Estados Unidos Mexicanos y los Estados Unidos de Norteamérica," XV Conferencia Procuradores Fronterizos. Nuevo Leon: *mimeo*.
- Roche, T. (15 February 1999). "Tourists who prey on kids: Central America is the new hunting ground for pedophiles. Can a U.S. law stop them?," *Time*, p.43.
- Samarasinghe, M. (16 February 1997). "Sri Lanka Children: Cracking down on foreign paedophiles," *Inter Press Service* [http://www.oneworld.org/ips2].
- Sancton, T. (2 September 1996). "Preying on the young," *Time*, pp.18-21.
- Shannon, E. (14 September 1998). "Main street monsters: A worldwide crackdown reveals that child pornographers might just be the people next door," *Time*, p.38.
- Stabler, M. (1996). "Tourism and children in prostitution." Paper prepared for the World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, 27-31 August 1996. Stockholm: *mimeo*.
- Tafolla, G. (2 July 1996). "Cae en Acapulco una banda internacional de productores de pornografía infantil," *El Nacional*, p.18.
- Thailand, National Committee for the Eradication of Commercial Sex (1996). "Thailand's national policy, plan of action and legal measures in elimination of sexual abuse and exploitation of children," Bangkok: Office of the Prime Minister, the National Commission on Women's Affairs.
- UN, Commission on Human Rights (1992). *Programme of action for the prevention of the sale of children, child prostitution and child pornography*. New York: Commission on Human Rights (E/1992/22).
- UN, The Secretary General (1997). *Promotion and protection of the rights of children: Sale of children, child prostitution and child pornography*. New York: UN General Assembly (A/52/482).
- UNICEF (1995). *1995 UNICEF annual report*. New York: UNICEF.
- UNICEF (1997a). *The state of the world's children 1997*. New York: UNICEF.
- UNICEF (1997b). *Children and violence*. Florence: UNICEF.
- World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children (1996). "Declaration and agenda for action." Stockholm: *mimeo*.

(国連児童基金メキシコ事務所＝国際開発学，開発と人権)